

2015 年度 青少年ユネスコ活動助成 募集要項

【趣旨】

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）はユネスコ精神を次世代へ引き継ぐ活動を助成するために、「青少年ユネスコ活動助成」を2015年度も継続して実施いたします。

ユネスコ協会・クラブ（以下、ユ協）及びユ協所属青年会員が実施または企画されているさまざまな社会課題を解決するための事業の一助としていただければ幸いです。

【概要】

1. 助成対象

日ユ協連加盟ユ協及びユ協所属青年会員（*注1）

但し、以下は対象となりません。

- ① 2014年度「現在状況報告書（現況報告）」未提出または「構成団体会費」未納のユ協。
- ② 2014年度「青少年ユネスコ活動助成」報告書が締切期限内に未提出のユ協。

2. 申請対象分野と助成額

分野1 青少年へのユネスコ普及活動事業（「わたしの町のたからもの」絵画展事業、ユネスコを広める出前事業・勉強会などの実施。）
助成額：1協会あたり5万円を上限。

分野2 ユ協所属の青年会員（*注1）が中心となって行う社会的課題の解決に資する事業
助成額：1協会あたり20万円を上限。

※（注1）「青年会員」は日ユ協連加盟ユ協に所属する15歳～35歳です。

なお、日ユ協連に2014年度の現況報告（会員名簿）に氏名・生年月日の記載があり、会費が納められていることが確認できる会員の方を指します。

また、2014年度現況提出後に、入会された会員は、2015年度の現況報告（会員名簿）に氏名・生年月日の記載があり、2015年9月末日迄に日ユ協連で確認できること。但し、9月末日において確認ができない場合、助成金（全額）をご返金いただきます。

分野3 ユネスコスクールや学校内ユネスコ活動とユ協の連携強化に資する事業
（例：ユネスコスクール対象の活動発表会、学校教員向けのユネスコスクール研修会、ESDパスポートの発表会等）

助成額：1協会あたり5万円を上限。

複数事業の申請について

- ① 「分野 2」は、ユ協所属青年会員につき、1 件の申請が可能です。
但し、ユ協所属青年会員が申請する際は、事前に所属ユ協に申請の旨を伝えてください。
- ② 「分野 1」「分野 3」は、1 ユ協、1 事業のみ申請可能です。
※ご注意：「分野 2」の申請と「分野 1」・「分野 3」が同一内容の申請は不可となります。
3. 助成事業の実施期間
2015 年 6 月 1 日（月）～2016 年 2 月 29 日（月）
4. 申請事業の対象者等
申請事業にはユ協会員およびユ協所属青年会員以外の一般市民、青少年、学生などが参加できるようにしてください。会員のみを対象とした事業は申請できません。
5. 申請方法
下記住所に①郵送での提出に加え、②nfuj-brx@unesco.or.jp まで電子メールでも申請書を送信してください。
2015 年 4 月 27 日（月）必着 [郵送]
〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階
公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 組織部
「青少年ユネスコ活動助成」係 鴨志田
6. 選考と申請決定
申請書は審査会で内容等を審査し、助成を決定。5 月 22 日（金）以降に審査合否を申請ユ協またはユ協所属青年会員に郵送いたします。
7. 選考基準
事業内容（地域の課題解決、民間ユネスコ運動および青少年へのユネスコ活動の啓発・寄与等）、また実績（継続事業の際は報道数等を含む）や体制、事業の持続可能性などを総合的に判断いたします。
8. 助成金の減額について
審査の結果、申請額を下回る助成額を決定する場合があります。
9. 追加募集について
助成件数が予定数に達しなかった場合に限り、追加募集をすることがあります。

募集がある場合には、ユ協便および会員ページでご連絡いたします。

10. 助成金の振込み

助成が決定したユ協またはユ協所属青年会員には、2015年5月29(金)を予定しております。

11. 同一事業の助成の制限について

多くのユ協が助成金を受けられるよう、本年度を初年度とし、同一事業の助成は3年間を限度とします。

【事前ご確認事項】 必ずお読みください。

1. 申請における注意点等

- ① 本申請書の電子データは、日ユ協連のホームページ
(<http://unesco.or.jp/support/member/>) からダウンロード(注2)いただけます。
- ② 申請書はパソコン等で作成をお願いします。(手書きでの申請は受付いたしません。)
- ③ 申請事業の趣旨、対象者、内容、期待される効果などはなるべく具体的にわかりやすく書いてください。
なお、継続事業の場合は、ユネスコ活動の公益性に鑑み、報道(新聞やテレビ等)に取り上げられた記事等(記事コピー、DVD、音声データ等)もご提出ください。
- ④ 自己資金をどのぐらい事業に利用できるかは、将来助成が無くなった後も独自で事業を継続する上で重要ですのでなるべく具体的にわかりやすく記載ください。
- ⑤ 茶菓代及び飲食代は、助成申請できません。
- ⑥ その他
提出書類における記載漏れや提出物の不足等があった際は「書類不備」とみなし、審査の対象となりません。万が一、不備等があった際、連盟事務局からご連絡することはいたしませんので、申請の際は十分ご注意ください。

2. 助成の広報へのご協力

助成を受けた事業を実施するにあたり、事業のチラシやポスターなどに、以下の例をもとに記載してください。

【例1】 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「青少年ユネスコ活動助成事業」

【例2】 本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の青少年ユネスコ活動助成を受けて行う(行った)ものです。

3. 事業報告書の提出（1 ページ【概要】の助成対象②を再度ご確認ください）

事業報告書は、事業終了後1ヶ月以内に連盟事務局に提出してください。

（事業報告書もパソコン等で作成してください／手書き不可）。

最終提出期限は2016年3月14日（月）です。

報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料（新聞記事等）、参加者の感想などを添付してください。事業報告書の書式は、2015年7月以降ホームページからダウンロード（注2）できます。（<http://unesco.or.jp/support/member/>）

4. 助成事業内容の変更等

助成事業内容を変更しなければならない場合、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は必ず連盟事務局にご連絡ください。連盟事務局への連絡なしに助成事業内容を変更された場合、助成金を返金いただくこともあります。ご了承下さい。

（注2） <http://www.unesco.or.jp> トップページ「支援のお願い」（左上）→「▼会員のみなさま」（左欄）→【お知らせ】からダウンロードできます。

申請書類の送付先／「青少年ユネスコ活動助成」に関するお問い合わせ

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 組織部 青少年ユネスコ活動助成」係 鴨志田

TEL03-5424-1121 FAX03-5424-1126

E-mail nfujaj_brx@unesco.or.jp